## 主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は、「原判決を取消す。本件を秋田地方裁判所に差戻す。控訴費用は被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、

当事者双方の事実上、法律上の主張および証拠の関係は、左のとおり附加するほか、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

(主張関係)

控訴人の主張は、別紙「控訴趣意原因」記載のとおりである。

(証拠関係) (省略)

理 由

-、 (昭和四六年九月二八日付再入学不許可処分取消の訴について)

控訴人は当審においても被控訴人の裁量権濫用について具体的な主張をしないのであるから、右不許可処分の取消を求める控訴人の請求は主張自体失当であり、その理由は原判決理由中の判断(原判決三枚目裏一〇行目から原判決四枚目表一〇行目まで)と同一であるから、これを引用する。

二、 (右再入学不許可処分無効確認の予備的訴について)

(1) からいたがらいた。 (1) がらいたがらいた。 (2) で、おいまで、 (3) といいまで、 (4) といいまで、 (5) にいまで、 (5) にいまで、 (6) にいまでは、 (昭和三五年三月一日付除藉処分無効確認の訴について)

右除藉処分無効確認の訴は不適法として却下を免れず、その理由は原判決理由中 の判断(原判決四枚目裏三行目から八行目まで)と同一であるから、これを引用す る。

(右除籍処分取消の訴について) 四.

右除籍処分取消の訴も亦不適法として却下を免れず、その理由は原判決理由中の 判断(原判決四枚目裏九行目から同五枚目表六行目まで)と同一であるから、これ を引用する(但し、原判決五枚自表二行日中「当裁判所に願著な事実である。」と あるのを、「原本の存在ならびに成立に争いのない乙第一ないし第三号証によつて 認められる。」と改める。)

(復学による救済を求める訴について)

控訴人の本訴請求中、復学による救済を求める部分も亦不適法として却下を免れ ず、その理由は原判決理由中の判断(原判決五枚目表七行目から一〇行目まで)と 同一であるから、これを引用する。

六、

(結論) 、再入学不許可処分無効確認の訴については前記第二項で説明した理由に 、再入学不許可処分無効確認の訴については前記第二項で説明した理由に よつて、 より控訴を棄却し、再入学不許可処分取消の訴はその理由がなく、その請求を棄却 した原判決は相当であり、その余の訴はいずれも不適法であつて、いずれもこれを 却下した原判決は相当であり、これらに対する本件控訴は理由がないからこれを棄 却することとし、控訴費用の負担につき、民事訴訟法第九五条、第八九条を適用し て、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松岡登 裁判官 篠田省二 裁判官 板垣範之)